

第十回 参議院厚生委員会會議録 第二十二号

昭和二十六年三月三十日(金曜日)午前九時五十六分開会

本日の會議に付した事件

○結核予防法案内閣提出案(議院送付)

○厚生住宅の問題に関する件

○医師法、歯科医師法及び業事法の一部を改正する法律案

○委員長(河崎ナツ君) それではこれから厚生委員会を開会いたします。結核予防法案を議題といたします。昨日に引き続き質問に入ります。

○山下義信君 私が生産住宅の問題で緊急質問をいたしたいという通告をいたしてございまして、只今日程にお入りになりました結核予防法案の御審議をすることは御異議ないのでございまして、関係当局の御出席いたしましたが適当な機会に時間は極く僅少で済むこととさせていただきます。差込んで然るべくお取上げをお願いいたします。お願いいたします。

○委員長(河崎ナツ君) 山下委員の只今の御提案、皆さん御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(河崎ナツ君) ではそういうふうになります。その関係当局の御出席の質問にお続け願います。

○藤原道子君 先ず第一にお伺いしたいと存じますのは、昨日松原委員の質問に対して東医務局長は、看護婦その他の結核の発病については採用時に厳重に健康診断を行なっている

ので、採用後六カ月経つて発病した者は公病と認定しているという御答弁でございまして、現状は殆んど全部が共済組合の治療を受けておるといふような状態でございますが、長期療養者の中で公病と認定されている者のパーセンテージをお伺いいたしたいと思

います。それからそれと関連いたしました、今度の予算を見ますと、他の官庁に比しましては少いところでもその災害補償費が一割以上充てておられます。厚生省だけが、殊に一般会計におきまして約半分に減じておられます。どういふ理由でございませうか、これも併せて伺いたいと思存じます。

それから第三点といたしましては、公務疾病と認定された際に、その身分、生活の保障は当然なされると思存しますが、この際定員の補充についてはどういふ措置をとっておりますか、という点につきましてお伺いいたしたいと思存じます。

○政府委員(東龍太郎君) 只今のお尋ねの点、昨日松原委員から御要求がありましたので、早速私のほうの管理課に命じて、目下数字的の資料を作らしておきますので、パーセンテージ等の問題につきましては早急に、多分明日差上げられると思存しますが、文書にいたしまして差出します。

それから御質問の第二点は、甚だ遺憾であります。私ここですぐにお答え申上げることができないのでござい

ます。これも併せて十分調べてお

答へ申上げます。

第三の点の長期欠勤者につきましては、これを定員から外しましてそうして補充をいたして、それが私どもの方針だと思つております。

○藤原道子君 長期に亘る者には補充しておられると言われておりますが、現実には実態どうではないのでござい

ます。たださへ足りない看護婦が過労のために疾病で倒れる。そうすると定員の枠に縛られまして、殆んど補充がなされておられませんから、いやが上にも過労になつて、次々と犠牲者が出て来るといふ現状で、現地におきましては非常に悲鳴を挙げておられるのでござ

います。この点は厳重にその局長の方針を一つ実現して頂きたいということ強く要望いたして置きます。

それから次に伺いたいこと、医療技術者についてでございますが、その必要数とそれからその不足数でございます。医者、レントゲン技師、或いは細菌技術者、看護婦、保健婦等についてでございますが、その必要数とそれから現在の不足数、それから民間と官公立との待遇の比較、それから研修制度及びその設備、それから養成制度及びその設備等につきましてお伺いいたしたいと思存します。

○政府委員(東龍太郎君) 只今御質問の多数の項目に亘りましてのお答えをいたすだけの材料を私は持つておりませんが、ただ医療関係者のうち、医師並びに看護婦につきましては、数字だけは持ち合せております。国立結核療養

所の医師の昭和二十五年年度の訓令定員は一千四百九十五名になつておりますが、本年の一月末の調査によりますと、現員が一千九百九十名、即ち欠員が三百五名ということに相成つております。看護婦につきましては同じく二十五年度訓令定員が九千二百三名でありまして、これに対して二十六年の一月末の現員は六千九百九十八名、即ち欠員が二千二百五名ということに相成ります。尤も看護婦につきましてはこのほかに看護婦生徒として本年二十五年年度に養成卒業予定の者が二千二百五名ございまして、これが看護婦としての幾分の補充には相成ると存じます。御指摘のように相当多数の欠員が現在ございまして、その他の医療関係者の数につきましては、これも正確なる数字を調査いたしまして差出します。

○政府委員(山口正義君) 保健所におきます医師、保健婦、その他の定員並びに実員の状況につきまして申上げた

数字だけでございまして、それで

お許し願いたいと思存します。あとの

点につきましては後刻調べまして御報告

申上げようと思存します。医師は二十五

年度の保健所全体の定員が三千百十六

名でございまして、昭和二十五年十二

月末現在の充足状況は二千三百四十六

名でございまして、それから保健婦は二

十五年度の定員が六千六百八十二名で

ございまして、同じく二十五年十二月

末現在の充足状況が四千八百七十五名

になつております。医師のほうは充足率が七五%、保健婦のほうは七三%、そういうふうになつております。

○藤原道子君 只今この不足数を聞きまして実に驚くのでございまして、現在でさえこれだけの不足を生じてお

りますのに、この結核予防法案を見ますと、結核の病床は充てて来る。保健

所はますます拡大して行くということに相成つておられますが、果してこれ

でこの法案が通過いたしました場合に、遅滞なくこの使命を達成することができるといふ確信をお持ちでござ

いませうか。

○政府委員(山口正義君) 保健所員の活動が、只今御審議願つております結核予防法を運営して行きますのにつきまして非常に重要な役割を占めておりますことは申上げるまでもないこと

で、御指摘の通りでございます。医師の不足につきましては待遇改善その他いろいろの措置を講じて、その充足を

図つて行かなければならぬのでござ

いまして、先般御可決頂きました予算の中にも、来年度からは保健所の医師

に対して研究費の支給をして、資質の向上と同時に待遇の改善という意味を含ませまして予算を計上しているの

でございまして、勿論これだけではな

か十分とは申せませんが、今後できるだけの努力をいたしまして、医師の充足を図つて参りたいと思存しております。

保健婦の活動につきましては、御指

摘の通り、現在相当数の欠員がござ

い

ま

す

。

。

。

。

。

。

。

ますので、これの充足を図つて行くことが先ず第一だと存じますが、併しな

対してそういうことの起らないように、例えば、試験廃止の時期を延すと

それから雪国へ参りますと權が欲しい。あの雪の中をこつ／＼と歩いて保

考慮されて保健婦の活動をお考えになつておいてはどうか、その点はこ

ふりに考えたのでございますが、必要に應じて、必要な者に対しては

が先ず第一だと存じますが、併しな

納得ができないのでございます。先日

それから保健婦、看護婦の数が足りない。現在さえ足りないが今後ますます

努力しておりますときに、厚生省に

ふりに考えたのでございますが、必要に應じて、必要な者に対しては

が先ず第一だと存じますが、併しな

折衝してやつて行きたい、そういうふう

その参考人も言われましたように、予

なかつたというふうなことに對して

ふりに考えたのでございますが、必要に應じて、必要な者に対しては

が先ず第一だと存じますが、併しな

折衝してやつて行きたい、そういうふう

その参考人も言われましたように、予

なかつたというふうなことに對して

ふりに考えたのでございますが、必要に應じて、必要な者に対しては

が先ず第一だと存じますが、併しな

折衝してやつて行きたい、そういうふう

その参考人も言われましたように、予

なかつたというふうなことに對して

ふりに考えたのでございますが、必要に應じて、必要な者に対しては

が先ず第一だと存じますが、併しな

折衝してやつて行きたい、そういうふう

その参考人も言われましたように、予

なかつたというふうなことに對して

ふりに考えたのでございますが、必要に應じて、必要な者に対しては

す。それから保健婦の活動について只今東京都なら一日三軒訪問できるかも知れないが、山間僻地ではなか／＼交通機関の關係で思う通りに行かないのではないかと、御尤もだと存じますが、その点につきましては、自転車の配給につきまして、只今御指摘があつたのでございますが、私ども今後予算の運用によりまして、保健婦が十分活動が出来ますように自転車その他保健所の整備を行きたい、そういうふうに考えております。なお保健婦が国保或いは市町村等、或いは保健所まち／＼になつておるので、運営上非常に困るのではないかと、御質問でございます。この点につきましては、私ども御指摘の通り以前からいろいろな点で痛感されておりました。関係当局ともいろいろ折衝いたしております。差当り二十六年におきましては、すでに国保のほうに保健婦設置の予算が組んでございますので、これを今府県のほうに移すという事は困難な状態でございますので、運営の上におきまして、先ほど申し上げましたような一体的な運営をいたしまして、連絡を十分に行きたいと、そういうふうにおきまして、二十七年以降に降におきましては、若しも府県が保健婦設置の三分の二を負担できるという状態になりましたら、その見通しがはつきりつきますれば、現在国保のほうで設置しております保健婦を府県のほうに移したい、これは府県当局としてもそういう話を大体了解して、おりま

す。そういう方針で進みたいと思つております。なお保健婦の減耗率をどのように計算してあるかというお話でございます。或いはこれは医務局長からお話があるかと存じますが、大体計算上一〇％減耗率というふうなことで計算をいたしております。○政府委員(東條太郎君) 看護婦、保健婦等の数の問題につきまして、将来の看護力の不足を補い得るような制度の改正についての案が参議院、衆議院、兩院の厚生委員会的一致した案として提出せられておるのでございますが、それに対してあたかもそれに對する根本的な異論を立てておるといふふうな印象を与えておられます。いますれば、これは誠に私どもの手続上の手落ちでありまして、遺憾に存するのではありませんが、決してさうな意味で厚生省事務当局の案というものが出されておるのではないのでございまして、御承知の通り元來この制度の改正につきましては前国会、前々国会でありましたか、これを改正する意思がないかというふうな厚生委員会の御質問によりまして、私から何らかの改正を必要とする、従つてそれについて審議をいたしましたという御約束をいたしましたので、従つて当初は政府提案で改正の法律案を御審議願うという方針で進んで参つておつたのでござい

ま。従つてその当時は厚生省の医務局案なるものもございましたが、一たび兩院のほうの御意見が一致いたしましたことを伺ひまして以來は、私どもの案としては何ら持つていないのでありまして、ただこの国会提出の案について関係方面から、厚生省においてこれに對してどういふふうな意見を持つたかというふうな問合せに接しましたので、事務当局といたしましてはいろいろと各関係局が相談いたしました結果、こ

ういふ点についてはここの考案を保持しておるといふふうなことを関係当局に披露したのでありまして、これの對案として押し通すというふうな、そういう意圖は私は持つておりません。従つてこちらに附しましたのは事務的な程度における意見でありまして、根本の方針、即ち看護婦の充足のための必要と、又これが唯一の方法であらうと言われますその方針については、全く私どもは何らの異論を持つていないのでありまして、この方法以外には恐らく近い将来に看護力を充足する途はなからうと存じておりますので、従つて万々私どもの今までのとりました事務上の手続があつたかその對案とか或いは反対意見を持つて押しおるといふふうな印象を与えておりました、それは決してさうでないことを私からお断りを申上げる次第であります。従つて成るべくあつたやうな方針の改正案を作り上げます以外には、当分看護婦数を充たし得るようなことは考えられないと存じます。保健婦の需給の計画につきましては、これは計算のやり方である、な数は出て来ると思いますが、又その資料は私どものほうで作りましたものは差上げてあるかと存じますが、いろいろな仮定の上に立つて、先ず差当りは人口五千人に對して一人の保健婦、この数はこれは決して十分ではないと思つても、つともつと多ければよろしいのであります。現在のところそれ以上の仮定を推計の下にいたしましたというも、又実際のところ人口五千に對して一人というのは、堪え得る一つの限度と存じますので、最低水準をとらざるを得ない状態でございます。それと各年度の人口、若しくは将来の推計人口といふものから保健婦の必要数が出て参りますが、それに対して現在ありま

す。出の法案に相成りました場合には、この試験制度の延長をも同時に感込んで行くかと考えておりましたのであります。国会のほうの御提案と相成りましたので、これはその中には入つておりませんが、併しそれが成立いたしましたら、別個にこの法律改正を御審議願

いまして、そうして試験の延長を以て一時を糊塗すると言われればそれまであります。さういふふうな操作を加えて見ますと、すでに現在におきましても二千人以上の不足があるといふことに相成ります。これが將來、現在の試験制度がこの昭和二十六年の八月末で現在の法律のごとく廃止になりますと、一時三千名以上の不足といふことが起り得る計算が出て参ります。併し昭和三十年頃まで新しい制度による養成所等を十分に我々の希望することく殖やし得たとすれば、昭和三十年頃やつと今の人口五千人に對して一人という数字だけを確保できるであらうといふふうな見込であります。それまでの間は二千人以上、或いは三千人以上の不足を来たす。このことは誠に由々しい問題だと存するのであります。この一時的の非常な不足を補います一つの実行し得る案は、現行の試験制度をなごこ一年間、二十七年の八月末日まで延長するといふことにいたしますと、計算上は一千二百名程度の不足が最大であつて、そうして今のような過不足なく行くであらうと言われ、昭和三十年にはむしろ数百名の過剰にもなるかといふ計算も出て参るのであります。私どももいたしましては、応急の措置としてこの試験を一年延長するといふことが必要であると考へております。実は看護婦の制度の改正が政府提

題、これは当然この厚生委員会を取扱すべき問題であり、かねて我々もこれは重大な問題であると考へておつたのでございませう。然るに最近の新聞紙上の伝えるところによりますと、三月の十六日の朝日新聞、或いは十八日の同じく朝日新聞、その他毎日新聞等によりますと、今年秋までには、四月十五日の困窮者救済法に安住を五千四百戸建てるんだ或いは又三カ年計画で全国的にそれに近いような住宅政策を立てるんだということが出ております。大要結構なことであると思つて、この記事を讀んで見ますと、これらの対策のために衆議院の建設委員会におきまして公営住宅法案とでも申しますか、そういうようなもの提案の準備がされてあるやにこの記事の中にも現われておつたのであります。これは一体何たることであるか。一体厚生省は何をしておるのであるか。私は恐らくこの秋までに五千四百戸を建てるというこの計画というのは、私は厚生省が当然やるべき住宅計画ではないかと思つたのである。建設省がやる計画ではないかと思つたのである。建設省がやる住宅には限界がある。こういう生活困難者のための住宅計画というのは、当然厚生省の所管である。而もこの五千四百戸を建てるというこの計画は、厚生省が持つておつた計画ではないかと思つた。本員の考へが間違つておるならば、そこでその誤りを正して頂きたいと思つた。そういう計画を厚生省は持つておるならば、それが私には何もセクショナリズムを言うのではありません、ありませんけれども、これが建設委員会の法案として出されるということになります。

というので、厚生委員会の面目はまるつてぶれてあります。厚生省は建設省に任せて置いて、それでよろしいとなさるるのであるかどうか、私は非常に怠慢ではないかという感じがするのであります。でありますから、すでに自然休会を前に控へまして、時日が少いのでありますから、事実を明白にいたしました。厚生委員会といたしましては、これに対する緊急措置をいたさなければなりません。いつも厚生委員会が傍觀して指をくわえて見て居るようなことではだめだと思つて居るのであります。いささか言が過激に失するかも知れませんが、一体これは厚生省の所管であるのか、或いはかどういふことは厚生省がやるのであるかやらないのか、そういうことをこの際明白にいたして置きたいと思つたので、緊急質問をいたす次第でございます。御答へ願ひます。

○政府委員(木村忠二郎君) 住宅の問題につきましては、特に庶民住宅という問題は、民生安定の上から申しましても極めて重要な問題でございます。只今山下議員の御指摘の通りであります。従来から住宅行政につきましましては、特に庶民住宅の問題につきましましては内務省社会局時代以来、厚生省に続きまして、これを社会局或いは生活局等におきまして所管いたしておりました。一般庶民の住宅の建設の促進のために或いは住宅組合法を持ち、又不良住宅改良法等も持ちまして、又住宅のための同潤会といったような住宅建設の団体等を持ちまして、庶民住宅の建設維持のために努力いたして参つておつたのであります。たゞ、終戦後におきまして、終戦後の被災都市の復興、被災地の復興のために、この行政を一元化して促進する目的を以て、戦災復興院が設立せられたのであります。が、戦災復興事業としては、あくまでも戦災復興院の設立の際に集中するということも、方針として定められたのであります。その際におきましては厚生省といたしましては、住宅行政につきましましては住宅行政として一元的にやる必要があつて、これは飽くまでも厚生省が一元的に所管しなければならぬ。若しこれを持つて行くならば、一元的にやはり取扱わなければならぬ。一元的にやる必要があつたのであります。その際これが閣議におきましては戦災復興院の一元的に持つて行くということにきまされて、戦災復興院以外の住宅行政というものは、その当時の資料の状態から殆んどできないという理由から、全面的に戦災復興院にこの住宅行政が移管せられたのであります。その後戦災復興院が廃止されまして、建設省が設立いたしました際に、当然この住宅行政の所管問題につきましましては最初の理由が変更して、建設省というものと戦災復興院との目的を異にするのでございませうからして、この際再び考慮しなければならなかつたのでありますけれども、漫然とこれがそのまま建設省に移管せられて、そうして今日に至つたような状況でございます。建設省におきましては、住宅行政として一般の庶民住宅の建設をいたしておるのであります。多年一般庶民住宅の建設のために予算を割きまして、建設をいたしておつたのでありますけれども、この建設いたしました住宅は、住宅の建設

ということが主眼でございます。これに入ります者の数というものでございませう。考慮が余りいたされてない、つまりこれに入りたいという希望の者、而して住宅を持つていないといったような者に一律平等に住宅を提供することが目的になつておるようでございませう。そういうような住居者の選定の仕方をお願いしたものでございませう。厚生省といたしましては終戦後引揚者、戦災者等、住宅に困難いたしました者のために緊急の施設をいたしまして、集团的な住宅を造りました。これらの人々を收容するようにいたしました。併しその後どういふ集団住宅といふものでは適當でなく、終戦後のような緊急の際におきましては、そういう既存の建物を改造いたしました。そういうのも止むを得ないものであります。けれども、その後の状況におきましては、こういうような普通住宅をこれらの人々に提供することが適當ではないかと考えられるようになったのであります。すけれども、又これに伴ひまして引揚者に対しましては、引揚者のための住宅対策をいたして参りまして、引揚者に対しましては、特に無縁故の引揚者に対しましては、住宅を建てて参つて来たのであります。かようにいたしまして、一部住宅問題につきましましては厚生省もタッチしておつたのであります。が、住宅問題の主流は建設省にあるというふうな印象があつたわけでありませう。只今御指摘になりました通りに厚生省といたしましては一般庶民住宅、つまり高度な住宅でない、一般庶民の

住宅、殊に公營の住宅の問題というふうなものについては一元的にやりまして、そうしてそのうちで以て低額所得者につきましましての住宅といふものを考慮するといふのが最も適當であると考えたのでありますけれども、現在の状況が一般住宅につきましましては建設省が所管することになつておりました。従来引揚者に対する住宅問題と、それから集团的な生活困難者に対する住居の提供事業を、生活保護の關係並びに緊急生活保護の關係で以て厚生省が所管しておつた關係からいたしまして、低額所得者に対しましては、この住宅につきましましては厚生省として計画しなければならぬというふうなことを考へて、その点につきましまして検討をいたして参つておつたのであります。が、昨年五月に全国の民生部長會議におきましては、民生部長から厚生省に対しまして、低家賃の厚生住宅を建設するようにという熱烈な要望決議がございまして、これらに対応いたしました。この住宅難に対しましては、建設省が建設する計画を立てたのでございませう。奥情を申しますと、低収入のために住宅に困つておられる者は、現在学校とか公会堂、神社仏閣或いは国立病院等に入つておられる者があつて居ります。その他、仮小屋に住居いたしておられる方もございまして、その住宅困難の度は非常に著しく、而もこれは一般庶民住宅によりまして救済されたいというふうな奥情にあるのであります。これに対しましてどうしても対策を立てなければならぬというふうな考へをいたしまして、昨年の七月に本年度の公共事業予算をいたしまして、厚

生省といはしましては低家賃厚生住宅を國が五割、都道府県が二割、市町村が三割という費用負担をいたしまして、市町村又は都道府県にこれを設備させる。こうして低家賃の住宅をこれに供与するような計画を立てたのでございませう。この際におきまして、建設省におきまして同様に同じような意圖を以てこれが全額國庫負担の國營住宅を予算として提出したのであります。が、經濟安定本部におきましては兩方の案に対しましてこれを用いなかつたのであります。その後建設省はそのまゝ、一般庶民住宅だけの線に以て主張しておつたのであります。厚生省におきましては安定本部に対しまして強力に厚生低家賃住宅の予算の獲得につきまして努力いたしまして、漸くこれが認められまして、そして昭和二十六年度初め、本年の初めになりましたからこれが予算といたしましてはつきり入るといふ方向に進んで参つたのであります。これに対しましては、身体障害者或いは未亡人、或いは引揚者、こういつたようなかた々におきまして、厚生省へこれを強力に推進するといふことを要望いたしておりましたし、又これの予算を獲得いたしたるためには、相当その方面に活動もされたようございまして、まあこれが相対つて一応本年度における低家賃の庶民住宅を建設するといふ方針はきまつたのであります。これは総庶民住宅に對します二割といふことになつたのであります。当初におきましては庶民住宅総数が相当多かつたのでありますけれども、最初の建築におきましては二万七千といふことになりまして、只今御指摘になりましたその

二割、五千四百といふことが低家賃庶民住宅といはしまして決定いたしましたのであります。これを実施いたします方法につきましては、最後まで厚生省といはしましては、これは厚生省が主体になつてやるべきものであるといふふうに考へたのでございませうけれども、厚生省といはしましては、これをどういふ場所にするか、それからどこに何戸作り、そこに入るのはいくら資力の者でなければならぬか、或いはそれを選定するのにはどういふふうな方法で選定しなければならぬかといふ点につきまして最も關心を持つたのであります。この点についての厚生省の意見が貫徹されるならば、あえて何と申しますか、単なる仕事の所管という問題を問執するものでない。つまり成果を挙げれば、結果さえできればいいといふことで、最後にこの建設につきましては、建物を建てることはこれを建設省がやる、建設省の系統でやる。そして予算は建設省でこれを持ち、これを配付するけれども、これらにつきましてはすべて厚生省と協議の上実施するといふことに話合ひをまとめたのでございませう。これによりまして今年二月十四日に建設省と私のほうとで通名で地方に庶民住宅甲型、つまり低家賃庶民住宅の建設につきましての通牒をいたしたのでございませう。ここにございましては、その規格については木造八坪、それから家賃月額四百円以下、設置資格は市町村、都道府県とする。國は建設費の百分の五十以内を補助する。それから市町村が設置し、都道府県が必要ある場合には建設費の百分の二十程度を補助するものとする。それから予算の配

付につきましては、建設省は厚生省と協議して配付する。それから入居者の選定法については建設省と厚生省協議の上きめるといふことを話合ひをつけまして、これによりまして現在明年度の低家賃住宅につきましてはこれを建設する準備を進めつつあるものであります。地方におきましてこれをどこで所管いたしますかといふことにつきましては、私たちがいたしましてはやはり民生部が所管するのがいいと思ひます。これは地方の都道府県知事に任せる。併し今申しましたような筋に沿つてやるようにいたしたいといふふうにおきましておる次第でございませう。

先般衆議院の建設委員会におきまして公営住宅法案というものの立案をいたしておることを知つたのであります。公営住宅についてはすべて建設省の系統でやる、一切が建設大臣の系統の下でやるようになっております。我々といはしましては、厚生省といはしましては、庶民住宅といふものについてはやはり今でも厚生省が所管すべきものであるといふふうにおきましては、併しこれにつきましては現在まだ設置法の規定によりましては所管の問題でございませうので、取りあはず先ほど話合ひがございました範囲内におきまして、公営住宅の中で厚生住宅につきましては厚生省が主になつてやるほうがいいのじやないかといふふうにおきまして、その旨を建設委員会に對して私のほうにいたしましては回答いたしましたのでございませう。方針は行きたい。若しそれができない

場合におきましては、先ほど申し上げました程度、つまり二十六年度におきましてやりますような方針を要することはお望みしないと思つております。

○山下義信君 本日は非常に重要法案の審議中でございますから、これ以上は申し上げませんが、只今の政府の答弁では私は納得しがたい。低額所得者の、いわゆるポーター・ラインに對します社会政策的な住宅問題は、これは当然厚生省の所管に属すべきもので、只今の御答弁であります、所管におきまして非常にいいまいでありませうので、すでに事は急を迫つておりました、建設委員会の法案によつて厚生大臣が口を入れる権限が殆んどなくなるというふうな情勢に差迫つておる問題といはしましては、私も黙過しがたのであります。この席上では皆さまがたも急に御納得して頂くといふ時間的余裕もございませんので、この問題に對しては、この厚生委員会としてのとるべき緊急態度といひますか、善処の方策は、私は委員長、理事に御一任申し上げたいと思ひますので、この席でお諮りを願つて御決定置き下されば、この問題に關する私の緊急質疑は一応終りまして、改めてお取り上げを願ひます。そのことをお諮り置きを願ひたいと思つております。

○委員長(河崎ナツ君) 山下委員の御提案に從ひまして、これが済みましたら理事、委員長で相談いたします。

○山下義信君 私が只今申し上げました厚生住宅の問題は、厚生委員会として重大問題としてお取り上げを願ふことと、如何にこれを取扱うかといふことについては委員長、理事によつて御善処願ひたい、こゝろ御提案をいたした

のでございませう。

○委員長(河崎ナツ君) 山下委員の御申出は至極御尤も存じまして、厚生委員会にいたしましては、これはよく相談して十分に一つの力となつて適當なところへ推進して行くべきだと私も存じております一人でございませうので、その実を挙げ得ますように理事と委員長で相談いたしたいと存じます。皆さん御賛同頂きたいと存じます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河崎ナツ君) それでは前に引続きまして、藤原委員の結核予防法案に對します御質疑を續けて頂きます。

○藤原道子君 私は先ほどの医務局長の御答弁でまだ納得しがたいものがございませうが、御退席になつたようございませうので、それは又後ほど伺うといたしまして、先ほどの質問の中の民間と官公立との待遇の比較、そういう点に對して御答弁がなかつたと思つたのでございませうが、その点をちよつとお尋ねいたします。

○政府委員(山口正義君) 藤原議員の御質問、民間と官公立との医師、保健婦、看護婦その他の待遇の差を御質問かと存じますが、只今ここに手許に資料を持ち合せておりませうので、後刻御報告申し上げたいと存じます。

○藤原道子君 それは後ほど提出して頂きたいと思ひます。看護婦或いはその数の問題につきましては、まだ了承しがたいものがございますが、それは又いづれ機会を見て伺ひたいと思ひましたので、私は隔離問題について一つお伺ひたいと思ひますが、結核

第八部 厚生委員会會議録第二十二号 昭和二十六年三月三十日【參議院】

の御答弁は、私たちがいたしましてはやはり民生部が所管するのがいいと思ひます。これは地方の都道府県知事に任せる。併し今申しましたような筋に沿つてやるようにいたしたいといふふうにおきましておる次第でございませう。

○藤原道子君 私は先ほどの医務局長の御答弁でまだ納得しがたいものがございませうが、御退席になつたようございませうので、それは又後ほど伺うといたしまして、先ほどの質問の中の民間と官公立との待遇の比較、そういう点に對して御答弁がなかつたと思つたのでございませうが、その点をちよつとお尋ねいたします。

○政府委員(山口正義君) 藤原議員の御質問、民間と官公立との医師、保健婦、看護婦その他の待遇の差を御質問かと存じますが、只今ここに手許に資料を持ち合せておりませうので、後刻御報告申し上げたいと存じます。

○藤原道子君 それは後ほど提出して頂きたいと思ひます。看護婦或いはその数の問題につきましては、まだ了承しがたいものがございますが、それは又いづれ機会を見て伺ひたいと思ひましたので、私は隔離問題について一つお伺ひたいと思ひますが、結核

患者の隔離を要する患者の数、又その推定の根拠を一つ伺いたい。

○山下義信君 協議事進行について発言を求めますが、最前から質疑応答を聞いておられますが、いろいろ統計的數字、資料についての質疑応答が相当あるようでございます。政府が即座でお答えになつたのもあるし、あとで調べて回答するところもつたのも多々あるようですが、質問者にも伺いますが、又委員長にも伺いますが、

一体それらの資料を質問者は本案審議の上必要として質疑をなしておられるのか、それでその政府のそれらの數字に対する回答は、本案審議中に当委員会に回答されるのか、そういう數字は十日、二十日先でもいいのか、この法案審議のためにぜひ要する數字であるのか、それらの回答が明白にせんければ、質問者は本案に対する賛否の態度を決しうまいという重要な回答資料として扱つか、ということをおきめ願えれば、質問するほうもすらすら數字はあと廻しで先に質問を進めて行く。我々はこの席に列席してその質問を謹言いたしておる一人でございますが、折角の質疑応答が無駄にならないように、質疑応答の中には大変數字が入つておつて、あとで調べて回答する、あとで調べて回答するというような答弁もあるようであり、質疑者は、それらの數字があと廻しになつても質疑をすん／＼先に進めて行つて、その數字というものはそのときの質疑だけでどまつておるのか、本案の審議の上ぜひ要するののか、私ども聞いておりましたら納得しかねるので、若し必要でないならば、そういうような

は省略して、重要な問題を御質疑になりまして、ぜひ本案に対して賛否の態度を決するために必要な資料ならば、いつそそういう回答をするのであろうかということをお委員長も明確になつて、この厚生委員会の審議というものが軽々しくならないように、すべてお運びを願いたいということをお話し申し上げたいと思つて置きます。

○藤原道子君 山下委員のお言葉でございますが、私は、いつもこの法案を審議するときは急がれまするけれども、結局通過してしまえば、十分実施されようと思つて、そのまゝになつておる。私は十分なる決意を以てこの法案を運営して頂かなければ、国民にとつて不幸だと存じます。従いまして納得の行く質疑をいたしまして、その結果本案を通す適さないかという問題はと存じております。従いまして先ほど来の質問に対して、当局として余りお答えが即座にできないというやうな態度に対しては、私は不満の意を表するものであります。

○委員長(河崎ナツ君) 藤原委員、質問をお続け願います。

○山下義信君 私は協議事進行について伺いますが、委員長は今のよりの政府の答弁をいつさせようとなさるのでありますか、本案審議中にさせようとなさるのでありますか、後取調調べてお答えを申上げるといふことは、いつその答弁をこの委員会にさせるというお考えでありますか、そういう点を私は伺つて置きたいと思つて置きます。これは委員会の権威に關しますのですから、審議は、率直に言いますが、今日済ましてもよし、十日かかつてもよい、それ

は委員会の自主的にきめることでありまして、又多数諸君の考え方もありましようが、審議が一応速記録にとどまるよりの表面的な、滑つて行く審議というものは私は賛成いたしません。でありますからこの点は重要だと思つて議員も質疑するでありますし、その質疑に対して必要な數字というものは後刻取調べて御返事するという政府の答弁があるならば、必ず審議中に答弁させようというふうにして、更に進んで参るのではありませんか、議員の言論を尊重する上において私は大切なことと思つるので、かように申すのであります。

○委員長(河崎ナツ君) 藤原委員、質問をお続け願います。

○山下義信君 私は協議事進行について伺いますが、委員長は今のよりの政府の答弁をいつさせようとなさるのでありますか、本案審議中にさせようとなさるのでありますか、後取調調べてお答えを申上げるといふことは、いつその答弁をこの委員会にさせるというお考えでありますか、そういう点を私は伺つて置きたいと思つて置きます。これは委員会の権威に關しますのですから、審議は、率直に言いますが、今日済ましてもよし、十日かかつてもよい、それ

は委員会の自主的にきめることでありまして、又多数諸君の考え方もありましようが、審議が一応速記録にとどまるよりの表面的な、滑つて行く審議というものは私は賛成いたしません。でありますからこの点は重要だと思つて議員も質疑するでありますし、その質疑に対して必要な數字というものは後刻取調べて御返事するという政府の答弁があるならば、必ず審議中に答弁させようというふうにして、更に進んで参るのではありませんか、議員の言論を尊重する上において私は大切なことと思つるので、かように申すのであります。

○委員長(河崎ナツ君) 藤原委員、質問をお続け願います。

○山下義信君 私は協議事進行について伺いますが、委員長は今のよりの政府の答弁をいつさせようとなさるのでありますか、本案審議中にさせようとなさるのでありますか、後取調調べてお答えを申上げるといふことは、いつその答弁をこの委員会にさせるというお考えでありますか、そういう点を私は伺つて置きたいと思つて置きます。これは委員会の権威に關しますのですから、審議は、率直に言いますが、今日済ましてもよし、十日かかつてもよい、それ

は委員会の自主的にきめることでありまして、又多数諸君の考え方もありましようが、審議が一応速記録にとどまるよりの表面的な、滑つて行く審議というものは私は賛成いたしません。でありますからこの点は重要だと思つて議員も質疑するでありますし、その質疑に対して必要な數字というものは後刻取調べて御返事するという政府の答弁があるならば、必ず審議中に答弁させようというふうにして、更に進んで参るのではありませんか、議員の言論を尊重する上において私は大切なことと思つるので、かように申すのであります。

○委員長(河崎ナツ君) 藤原委員、質問をお続け願います。

○山下義信君 私は協議事進行について伺いますが、委員長は今のよりの政府の答弁をいつさせようとなさるのでありますか、本案審議中にさせようとなさるのでありますか、後取調調べてお答えを申上げるといふことは、いつその答弁をこの委員会にさせるというお考えでありますか、そういう点を私は伺つて置きたいと思つて置きます。これは委員会の権威に關しますのですから、審議は、率直に言いますが、今日済ましてもよし、十日かかつてもよい、それ

は委員会の自主的にきめることでありまして、又多数諸君の考え方もありましようが、審議が一応速記録にとどまるよりの表面的な、滑つて行く審議というものは私は賛成いたしません。でありますからこの点は重要だと思つて議員も質疑するでありますし、その質疑に対して必要な數字というものは後刻取調べて御返事するという政府の答弁があるならば、必ず審議中に答弁させようというふうにして、更に進んで参るのではありませんか、議員の言論を尊重する上において私は大切なことと思つるので、かように申すのであります。

○委員長(河崎ナツ君) 藤原委員、質問をお続け願います。

○山下義信君 私は協議事進行について伺いますが、委員長は今のよりの政府の答弁をいつさせようとなさるのでありますか、本案審議中にさせようとなさるのでありますか、後取調調べてお答えを申上げるといふことは、いつその答弁をこの委員会にさせるというお考えでありますか、そういう点を私は伺つて置きたいと思つて置きます。これは委員会の権威に關しますのですから、審議は、率直に言いますが、今日済ましてもよし、十日かかつてもよい、それ

は委員会の自主的にきめることでありまして、又多数諸君の考え方もありましようが、審議が一応速記録にとどまるよりの表面的な、滑つて行く審議というものは私は賛成いたしません。でありますからこの点は重要だと思つて議員も質疑するでありますし、その質疑に対して必要な數字というものは後刻取調べて御返事するという政府の答弁があるならば、必ず審議中に答弁させようというふうにして、更に進んで参るのではありませんか、議員の言論を尊重する上において私は大切なことと思つるので、かように申すのであります。

○委員長(河崎ナツ君) 藤原委員、質問をお続け願います。

○山下義信君 私は協議事進行について伺いますが、委員長は今のよりの政府の答弁をいつさせようとなさるのでありますか、本案審議中にさせようとなさるのでありますか、後取調調べてお答えを申上げるといふことは、いつその答弁をこの委員会にさせるというお考えでありますか、そういう点を私は伺つて置きたいと思つて置きます。これは委員会の権威に關しますのですから、審議は、率直に言いますが、今日済ましてもよし、十日かかつてもよい、それ

は委員会の自主的にきめることでありまして、又多数諸君の考え方もありましようが、審議が一応速記録にとどまるよりの表面的な、滑つて行く審議というものは私は賛成いたしません。でありますからこの点は重要だと思つて議員も質疑するでありますし、その質疑に対して必要な數字というものは後刻取調べて御返事するという政府の答弁があるならば、必ず審議中に答弁させようというふうにして、更に進んで参るのではありませんか、議員の言論を尊重する上において私は大切なことと思つるので、かように申すのであります。

○委員長(河崎ナツ君) 藤原委員、質問をお続け願います。

○山下義信君 私は協議事進行について伺いますが、委員長は今のよりの政府の答弁をいつさせようとなさるのでありますか、本案審議中にさせようとなさるのでありますか、後取調調べてお答えを申上げるといふことは、いつその答弁をこの委員会にさせるというお考えでありますか、そういう点を私は伺つて置きたいと思つて置きます。これは委員会の権威に關しますのですから、審議は、率直に言いますが、今日済ましてもよし、十日かかつてもよい、それ

は委員会の自主的にきめることでありまして、又多数諸君の考え方もありましようが、審議が一応速記録にとどまるよりの表面的な、滑つて行く審議というものは私は賛成いたしません。でありますからこの点は重要だと思つて議員も質疑するでありますし、その質疑に対して必要な數字というものは後刻取調べて御返事するという政府の答弁があるならば、必ず審議中に答弁させようというふうにして、更に進んで参るのではありませんか、議員の言論を尊重する上において私は大切なことと思つるので、かように申すのであります。

○委員長(河崎ナツ君) 藤原委員、質問をお続け願います。

○山下義信君 私は協議事進行について伺いますが、委員長は今のよりの政府の答弁をいつさせようとなさるのでありますか、本案審議中にさせようとなさるのでありますか、後取調調べてお答えを申上げるといふことは、いつその答弁をこの委員会にさせるというお考えでありますか、そういう点を私は伺つて置きたいと思つて置きます。これは委員会の権威に關しますのですから、審議は、率直に言いますが、今日済ましてもよし、十日かかつてもよい、それ

れはその業態、従事しております業態に従いまして、その職場の關係上他に結核を感染させる虞れが非常に大きいという者につきまして従業禁止をするというのでございまして、これはやはり常時菌を排出しておる。それから又仕事の關係上、例えば接客業のようにな、特に他に感染させる虞れがあるというふうな者につきまして従業禁止をしたいと思います。一般の工場、事業場における結核患者につきましては、労働基準法に基きましてやはり従業禁止の規定がございまして、それはそれらのほうで運用されて参ると存じております。

○委員長(河崎ナツ君) 藤原委員、質問をお続け願います。

○山下義信君 私は協議事進行について伺いますが、委員長は今のよりの政府の答弁をいつさせようとなさるのでありますか、本案審議中にさせようとなさるのでありますか、後取調調べてお答えを申上げるといふことは、いつその答弁をこの委員会にさせるというお考えでありますか、そういう点を私は伺つて置きたいと思つて置きます。これは委員会の権威に關しますのですから、審議は、率直に言いますが、今日済ましてもよし、十日かかつてもよい、それ

は委員会の自主的にきめることでありまして、又多数諸君の考え方もありましようが、審議が一応速記録にとどまるよりの表面的な、滑つて行く審議というものは私は賛成いたしません。でありますからこの点は重要だと思つて議員も質疑するでありますし、その質疑に対して必要な數字というものは後刻取調べて御返事するという政府の答弁があるならば、必ず審議中に答弁させようというふうにして、更に進んで参るのではありませんか、議員の言論を尊重する上において私は大切なことと思つるので、かように申すのであります。

○委員長(河崎ナツ君) 藤原委員、質問をお続け願います。

○山下義信君 私は協議事進行について伺いますが、委員長は今のよりの政府の答弁をいつさせようとなさるのでありますか、本案審議中にさせようとなさるのでありますか、後取調調べてお答えを申上げるといふことは、いつその答弁をこの委員会にさせるというお考えでありますか、そういう点を私は伺つて置きたいと思つて置きます。これは委員会の権威に關しますのですから、審議は、率直に言いますが、今日済ましてもよし、十日かかつてもよい、それ

は委員会の自主的にきめることでありまして、又多数諸君の考え方もありましようが、審議が一応速記録にとどまるよりの表面的な、滑つて行く審議というものは私は賛成いたしません。でありますからこの点は重要だと思つて議員も質疑するでありますし、その質疑に対して必要な數字というものは後刻取調べて御返事するという政府の答弁があるならば、必ず審議中に答弁させようというふうにして、更に進んで参るのではありませんか、議員の言論を尊重する上において私は大切なことと思つるので、かように申すのであります。

う一度おつしやつて下さい。

○藤原道子君 昨日から陳情が来てお
りますけれども、この法案の対象から
カリエスであるとか或いは腎臓結核で
あるとか、或いは喉頭結核であるとか
というよりなものが除かれている。こ
れはどういうわけであるかという陳
情が来ておるのでございますが、それ
に対してはどういうお考えがあるか。

○政府委員(山口正義君) この法案
の、全体の結核患者の意味は、結核の
後遺症は含んでおりませんけれども、
結核患者全般を含んでおります。

○藤原道子君 わかりました。そこで
私はお伺いしたのでございますが、
最近療養所の病院化ということが言わ
れておりますが、どういふ構想の下に
これを行われるのであるか。療養所の
病院化ということが言われておりま
す。そういう点から、今入院患者は非
常に不安動揺しておるのでございま
すが、これは私も外科的療法を主とし
て病床の廻転率を高めるために行うこ
とではないかと思つてございませ
す。そういうことになると、結局は外
科的療法をやれば治るといふような人
たちが多く扱われて、長期に流れる患
者がどうしても退院を強いられるとい
うような結果になるのではないかと
いふので、非常に現在患者が、動揺して
おりますが、私はこの点からいって、
まだ菌が出ておる者までも退院を強制
されるというような事実もございま
すので、若しそういうことだと思つた
らば、由々しき問題だと思つてござ
います。この点を特に伺ひして置きたい
と思つております。

それから隔離患者の家族の生活保障
を徹底的にお考え願わなければ、折角
の法案が死んでしまふと思つてござ
います。この点に対してお考え等を伺ひた
いと思つております。

○政府委員(山口正義君) 先ほどの御
質問でお答え申上げるのを一つ落して
おりましたが、結核病床の増床の問題
でございますが、これは昨年十月現在
の結核療養所の病床は約九万五千ござ
いました。本月末で大体十萬二、三千
になる予定でございます。一応私ども
といたしましては五ヶ年計画で十九万
床を目途として結核の増床を計画いた
しておるのでございます。差当り二十
六年度におきましては一万七千二百床
の増床を予算上計画いたしておりま
す。その中で国立が千五百床、公立が
六千九百床、法人関係が千八百床、健
康保険関係が七千床、合計一万七千二
百床の増床を計画いたしております。

次に療養所の病院化の問題でござ
います。これは現在非常に結核に対す
る療法が御承知のように進歩して参り
まして、早期発見、早期治療を行へば
病床の廻転率が非常によくなるという
ことは御承知の通りと存するのであり
ます。私どもといたしましては、でき
るだけ早く患者を見付けて、早く治療
をし、そして病床の廻転を順調にや
つて行きたい、そういうふうには考え
ております。併しながら決して結核患
者だけを收容するというようなこと
なしに、やはり今度の計画におきま
しても、静養、隔離を行つような施設を
この病床の中に織込んで行くというこ
とを考えております。この点は今後増
床がだん／＼実現されて参りますに連
れて、単に外科的手術者だけのもの

のといふふうな感じを起させないよう
にやつて行くつもりであります。

審査協議会の権限と申しますか、
これは一応五人を以て構成しまして、
その目的は非常に不適正と思われるよ
うな医療を排除して行きたいというの
が趣旨でございます。医療費の給付
をいたします場合に、極端な例でござ
います。ツベルクリンも毒性であ
り、レントゲン検査も何でもないのに
人工気胸をやるというふうな申出が
あるようなときに、それを排除して行
きたいという趣旨でございます。一
応運用の方法といたしましては、単に
指導するというだけではなしに、十分
その申請された各事項を民主的に取入
れまして、決してこれが治療方針を指
示するとか或いは指導を加えるという
ようなことがないように、ただ本當に
不適正な医療が行われないように、そ
れを排除するといふふうな趣旨で運用
して行きたいと存しております。

それから結核患者の生活保障の問
題、これは考へて行かなければなら
んことは御指摘の通りでございます。
一、応本法におきましては、結核患
者の生活保障という問題は生活保護法
に譲つてございまして、これは今後審
議会等においても十分研究して行かな
ければならない問題と考へておりま
す。

○藤原道子君 いま一つ伺ひたいの
は、国家公務員の健康管理がどのよう
に行われておるか、その予算が、今度
人事院能率局の健康課の調べによりま
す、昭和二十四年度の健康診断の実
施状況を見ますと、全く実施していな
い、全然実施していない省が五カ所あ
る。その他検便のみ実施したところと

か、或いは聴打診のみを行つたところ
、或いは血沈、間接撮影等、個々ま
ちまちまございまして、殆んど誠意が
ない状態に置かれておりますので、こ
の点非常に遺憾だと思つてございま
す。こういうことではあります。なら
ば、官庁さえこういふことではある
が、この法案が一般に実施されたときにも
非常に不安だと思つてございませ
す。従つてこの官庁のどういふ実施状況を
しておるかというところは、これは極く
参考のために資料の御提出を、この点
は後で結構でございますから御提出を
願ひたい。今おわかりになつておりま
したならば、公務員の健康管理がどの
ように行われておるか、そしてその予
算ほどの程度がとられておるかとい
う点についてお答えを願ひたいとい
う点が一点、それから結核行政はどう
して一元化できないか、私はこの一元
化が必要ではないかと思つて。保健所
療養所、後保護施設その他有機的な連
繫が緊密でなければ、絶対に結核対策
の進歩はあり得ない、かように考へる
ものでございまして、この点について
どう考へておられるかということが一
つ。

それからいま一つは、結核審議会
あるとか、いろいろ持たれるようで
ございまして、厚生大臣の諮問の委員
会では弱いのと思つてございませ
す。従つて私はこの際内閣総理大臣の所管に属
する結核対策委員会というふうなもの
が必要ではないか、それはいろいろ
関係官庁の省が全部含まれなければ
策が立たない。厚生大臣の諮問だけで
は、この大きな使命を持つところの結
核対策を遂行することは不可能だと思
つてございまして、従つて費用の点か

ら大蔵省であるとか、或いは榮養資材
等の関係から申しまして農林省である
とか、或いは通産省、建設省、文部省
等々の関係官庁を含めましてこの
内閣総理大臣直屬の結核対策委員会と
いうふうなものを作つて、この亡国病
とも言われる結核を一日も早く駆逐す
るようになつて推進されたい、さるべき
だと私は考へますが、そういうことに
対してどういふふうな考へておられる
か。

それから最後に今までなぜ私がこ
ういふことを言ふかと申しますと、現
在でも現行の諸法規におきましてもい
ろいろあるものでございまして、ところ
がこれが今日まで実を挙げ得なかつた
という点、今までの法律でも熱意があ
り、みんながそのつもりになればもつ
と私は効果を挙げ得たと思つてござ
います。それが十分に効果を挙げること
ができませんでした。こうして略路打
開のために、私が十分効果を挙げ得な
なかつた。こうして略路打開のため
に、私はこつた。こうして略路打開
のために、私はこつた。こうして略路
打開のために、私はこつた。こうして
略路打開のために、私はこつた。こう
して略路打開のために、私はこつた。

○政府委員(山口正義君) 国家公務員
に対する結核対策につきましては、現在
までの実施状況につきましてはいろいろ
不十分な点がございます。御指摘の
通りでございます。その実施状況の
資料につきましては、御要求通り後刻
お手許に差上げたいと存じます。

なお国家公務員に対しましては、結核対
策といたしましては、本法の中にもこ
れを包含いたしまして十分に実施して
行きたい、そういうふうな考へており
ます。この点につきましては、先般人
事院規則に基きまして健康診断の規則

も施行になりましたので、それに基いて人事院のほうで予算を計上している

結核対策の一元化の問題でございますが、これは本法が若し御可決頂きますれば、只今御指摘の点、相当解決できると思っております。と申しませ

結核対策の一元化の問題でございますが、これは本法が若し御可決頂きますれば、只今御指摘の点、相当解決できると思っております。と申しませ

ない、そういうふうに考えておりません。、そういうふうに考えておりま

結核対策審議会を厚生大臣の諮問機関にしないで、つと大きなものに、内閣に設置すべきではないかという御指摘でございますが、これは結核対策は

結核対策の一元化の問題でございますが、これは本法が若し御可決頂きますれば、只今御指摘の点、相当解決できると思っております。と申しませ

す。幸いにいたしました結核に対する一般国民のかたへの認識、或いは熱

結核対策の一元化の問題でございますが、これは本法が若し御可決頂きますれば、只今御指摘の点、相当解決できると思っております。と申しませ

結核対策の一元化の問題でございますが、これは本法が若し御可決頂きますれば、只今御指摘の点、相当解決できると思っております。と申しませ

○有馬英二君 只今の草葉委員の御発言は誠に御尤もだと思えますけれど

○有馬英二君 本法案の第三十六條に、厚生大臣が医療機関を指定する

○有馬英二君 この指定機関の設置は誠に實際上多大の困難を伴うものでな

○政府委員(山口正義君) 有馬委員のお尋ねは、単に施設だけで、この面から

○有馬英二君 私は只今の御答弁では満足いたしたくないのであります。實際

○有馬英二君 私は只今の御答弁では満足いたしたくないのであります。實際

たしましても、これを決定する際には何らかあらかじめその指定の際において根本的な相談をして、よく研究した上でそういうことにすることに違いないと思ひますけれども、この際はやはり保健所が中心にならなければならぬと私は信ずるのであります。その点についてどういふ工合にお考えですか。

○政府委員(山口正義君) 御指摘の通りこの運営については保健所が重要な役割を占めるわけでございますが、その各医療機関の内容等につきましては、その地方の医師会のかたゝの御意見を十分伺つて、只今有馬委員から御指摘のございましたような弊害の先ずないよう十分運用して参りたいと存じております。

○有馬英二君 本法案の第四十八條に、結核診査協議会というものが置かれると規定してあります。第四十九條には診査協議会は五人の委員から組織されると書いてありますが、この五人というものは、どういふ資格を持つた人がこのとき選ばれるのであるかということをお御質問いたしたい。

○政府委員(山口正義君) その五人の中には保健所長、それから若しその地区に結核療養所があれば結核療養所の所長、それからその地区の医師会のかたゝから適當な人を選んで頂いて、この五人で構成したいというふうに考へております。

○有馬英二君 なお法律に規定されておるところによると、第三十四條第一項の……申請に関する必要な事項を審議させると、こう書いてあります。なお第三十四條の第一項というものは、「結核の適正な医療を普及するた

め、その区域内に居住する結核患者が第三十六條の規定により指定された病院」云々、そうするとこの協議会は費用負担についても審議を専ら行うものでありましょうか、その点一つ。

○政府委員(山口正義君) その費用の負担につきましては、それを負担すべきかどうかということをお審議する審議会でございます。

○有馬英二君 これも私は本條の実施に當つて、少からず支障が起るのではないかということをお慮するものであります。こういう機関は民主的な組織であるということが明らかであります。併しここに書いてあるように非常勤である、二カ年の任期である、若しその中にその土地で開業しようというふうな人があるならば、この審議会に入つておるといふために事業上に何らかの利益が得られるというふうなことからして、他の同業諸君から妬まれる、或いはその間に何か業務上利益を得るようなことがないとも限らないというふうな、まあこれは或いは杞憂かも知れませんが、実際においてはそういうことはありがらだと考へます。特に費用を負担するという点だけで、或いはそれを負担することがいいか悪いかというふうなことだけならば、何もこういふ地方の忙し人たちが求めて協議をさせなくても、こういうことは、保健所の所長に一任しても差支えないのじやないかと私は考へるのであります。こういう点においてかなり実行の上にいるような弊害或いは支障を来すのではないかとこのことを憂うるものであります。その点について御見解を伺いたいと思ひます。

○政府委員(山口正義君) 私人ほど申上げました御答弁或いは言葉が不十分であつたかと存じますが、費用の負担を審議するということだけでなしに、申請されましたその内容を審査するのでございまして、これは保健所長だけに任せて置いていいのではないかと申してお説かと存じますが、保健所長だけに任せますと、まあ結核患者に対していろいろの負担が相當な額が予想されるので、事後の審査だけではなかなか適正な費用の負担を行うことができません。又本法による適正な医療の普及を図る精神から考へまして、事前の審査を行う必要があると考へられるのであります。それを保健所長だけで処理することはなかなか困難だと存じますので、先ほど申上げましたようないわゆる民主的な運用によりましてこれを決定して行きたい、そういうふうな考へておるのでございます。委員はできるだけ専門家のかたに集つて頂きまして、専門的の審査をやつて頂きたい、そういうふうな考へるのでございす。なおお忙しいかたゝをそつたびたびお願いするということ、御指摘の通りいろいろ不都合があると思ひますので、緊急の場合を除きましては月に二回或いは三回というふうな程度のことを考へておるわけでございます。

○有馬英二君 なお政府から示された結核対策に必要な経費という、この経費の項目につきまして二、三御質問を申上げたいと思ひます。結核予防研究所に委託費として一千万円計上されておる、どういふことを研究の題目として委託されておるかということをお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(山口正義君) 只今御質問の研究費は、結核予防会におきます総合研究に對する委託というふうなことになつております。

○有馬英二君 結核の総合研究のため……、ただ財団法人結核予防会にどういふわけで研究費を出してあるか、まだ研究所は、例えば大阪或いは東北、金沢、京都、北海道というふうに國立の同結核研究所、特に結核研究所というものが設けられておるのでありますからして、私はなぜ政府が財団法人結核予防会だけにそういう結核研究を御委託になるのかどうかということをお伺いいたします。

○説明員(小川朝吉君) 結核予防会に對して委託研究費のことにつきまして私から御説明いたします。結核の研究は勿論お尋ねの通りに、広く多くの機関で研究をいたすべきであります。結核予防会との関係につきましては、特別な事情があるのであります。御案内のように結核予防会は財団法人として、当時の皇后陛下の御下賜金を中心に結成された団体でありますからして、それに対して設立当初以来、財団から上りますいわけです。預金等の利子その他の収益五十万円、更に政府の補助金が年々五十万円、その百万円ずつで事業をいたすことと出されたのであります。その後引續いて戦争終了までそういう恰好で参つたのでございまして、その間に各方面からの寄附も多大にあり、立派な研究ができるようになって来たわけでありまして、ところが終戦後結核予防会の持ちます資産は、主として満鉄でございます。外資は、主として満鉄でございます。外資は、主として満鉄でございます。外資は、主として満鉄でございます。

……、ただ財団法人結核予防会にどういふわけで研究費を出してあるか、まだ研究所は、例えば大阪或いは東北、金沢、京都、北海道というふうに國立の同結核研究所、特に結核研究所というものが設けられておるのでありますからして、私はなぜ政府が財団法人結核予防会だけにそういう結核研究を御委託になるのかどうかということをお伺いいたします。

……、ただ財団法人結核予防会にどういふわけで研究費を出してあるか、まだ研究所は、例えば大阪或いは東北、金沢、京都、北海道というふうに國立の同結核研究所、特に結核研究所というものが設けられておるのでありますからして、私はなぜ政府が財団法人結核予防会だけにそういう結核研究を御委託になるのかどうかということをお伺いいたします。

……、ただ財団法人結核予防会にどういふわけで研究費を出してあるか、まだ研究所は、例えば大阪或いは東北、金沢、京都、北海道というふうに國立の同結核研究所、特に結核研究所というものが設けられておるのでありますからして、私はなぜ政府が財団法人結核予防会だけにそういう結核研究を御委託になるのかどうかということをお伺いいたします。

……、ただ財団法人結核予防会にどういふわけで研究費を出してあるか、まだ研究所は、例えば大阪或いは東北、金沢、京都、北海道というふうに國立の同結核研究所、特に結核研究所というものが設けられておるのでありますからして、私はなぜ政府が財団法人結核予防会だけにそういう結核研究を御委託になるのかどうかということをお伺いいたします。

……、ただ財団法人結核予防会にどういふわけで研究費を出してあるか、まだ研究所は、例えば大阪或いは東北、金沢、京都、北海道というふうに國立の同結核研究所、特に結核研究所というものが設けられておるのでありますからして、私はなぜ政府が財団法人結核予防会だけにそういう結核研究を御委託になるのかどうかということをお伺いいたします。

す。

○有馬英二君 研究費の支出についての歴史的と申しましようか、前からのいきさつを詳細にお話になりましうが、私はこういふような立派な研究所に研究費を支出するといふことは賛成なんでありませうが、なぜかの研究所にも研究を命じないか、或いは委託をしないか、若し委託をするならば、政府はよろしくそいふ研究所にも相当の経費を計上して、研究をなお更に盛んにすべきであると思はれるのであります。今年の予算内には、そいふ研究費はありませんけれども、將來そいふ方面に政府は意を用いられて、結核の研究といふことはもと盛んにならなければならぬといふために、政府の強力なる各研究所における援助を望むものであります。この点について政府の御見解を伺いたいと思ひます。

○政府委員(山口正義君) 単に結核予防会でなしに、全国のできるだけ多くの研究所に研究を委託し、研究を助長して行くべきではないかと、有馬議員の御指摘、御説の通りでございます。現在私ここに数字を持つておりませんけれども、科学技術行政協議会のはうにおきまして、いろいろ研究費を計上いたしました。それらのテーマに従いまして各研究所から、研究者から研究を公募いたしました。研究を委託する方針をとつておりますが、そいふ場合におきましても、只今御指摘のように將來結核の問題につきましては十分各研究所、研究者に研究して頂けるように、政府予算を使うといふふうに努力して参りたいと思ひております。

たいのでありますけれども、時間が許しませんからあと一つ二つ………、先ほど山口局長から御説明がありましたが、療養所の拡充、増設は二十六年度は一万七千二百床であるといふこととありますが、これらの予算が十一億七千五百萬圓に過ぎないのでございませうが、この経費を一万七千二百で割りますといふと、一床当たりが約七万圓くらいにしか過ぎないと私は思つております。勿論国立、公立、法人といふよりな方面は二分の一の補助で行く、健体立のほうは三分の一の補助でやるといふことが書かれておりますが、併し一床当り僅かに七万円に過ぎない。これを建築の点から申しますると、少くとも六坪は要するはずで、それよりといふと七万円余であります。六坪にしかならない。これで一体政府が考へておられるような新設若しくは増設の建築はできるものでありませうか、政府の考へを聞きたい。

○説明員(小川朝吉君) 只今の結核病床増設の予算の基礎でございますが、一応新設の場合は七坪くらい、或いは簡易施設の場合は六坪くらいと考へております。なお増設は四坪乃至五坪といふ基礎でできております。従いまして簡易施設の場合は一床当り二十五萬圓の単価になると思ひます。増設の場合には簡易のものには十二萬圓といふことになつております。これは昨年の予算当時におきましますと、大体に於いて節約は実施可能だと思ひます。今日現在の物価或いは二十六年度の物価と申しますと、御指摘の通り相当危ぶまれる予算と思ひます。

○有馬英二君 只今御説明がありまして、この予算は昨年の六月以前に計上された予算であると思ひます。實際政府の提出された資料を見ますと、各府県に結核病床が割当られ、二十五年度十月二十六日の日附の病床増設計画、これは今日の一万七千二百床から比へまして数が非常に多いのであります。併しこの割当が政府の補助の下に實際において実行が可能であると思つておられるかどうか、それを伺いたいと思ひます。

○政府委員(山口正義君) 御指摘の点につきましても、今後大蔵省と折衝を続けまして、でき得る限りこの線に沿つて増床できませうと努力して参りたいと思ひます。

○有馬英二君 先般私は福岡、長崎、熊本の三県を視察に行つて参りました。各県の衛生当局とも懇談をいたしました。結核病床の増設についてどういふ工合に末端の衛生機関は考へておるかといふことを聞いたのであります。か、これらいろいろの補助では殆ど増設が引受けるどころではない、先般私は視察報告の際にもこれを附加して置いたものであります。その日丁度厚生当局は見えておられませんでしたから、今日は特にそのことを附加して申上げます。

この予算が計上された昨年の六月、或いは六月前の物価と今日の物価とは非常に違つておりますから、この予算で一万七千二百床といふような結核の病床は到底なしたい問題であると思ひます。これはよほど当局が大蔵省と折衝をされて、特別にこの予算を補正されない限り、ここに盛られておるところの結核対策が實際において無意味なものになつてしまふといふことを私は憂慮するものであります。この点について特にこれは当局の奮励を求め、又努力を求めますが、そいふ点については私の希望であります。この建設に支障のないように努力して参ります決意でございます。

○政府委員(山口正義君) 療養所の建設費の問題につきましては、只今有馬委員から御指摘の通りでありまして、物価の値上りにつきましても、支障を来たす虞れがございませぬので、この点は財政当局、大蔵当局と十分折衝いたしました。この建設に支障のないように努力して参ります決意でございます。

○有馬英二君 BCGのことでありませうが、先般の参考人の、特にBCGの研究を多年やられておる熊谷名譽教授からBCGの使用量について、氏自身の多年の、或いは最近の研究から割出したBCGの量のことが特に強く言われたように私は思つたのであります。実は私も昭和十三年以来多年BCGの製造をやつており、又BCGの接種をやつた一人といつたしまして、又その当時のBCGの効果といふものを非常に私どもは信用しておつた。ところが先般熊谷博士の言によりますと、最近のBCGの製造方法が變つて、乾燥BCG

Gになつて以来、力が非常に弱くなつた。それがために、若し我々が前に用いたような強力なBCGと同じ効果を挙げたいならば、量を遙かに殖やさなければならぬこと、この点小川課長も先般お聞きになつたはずであります。今回BCGの接種を結核対策の主なる、或いは重要な一つの施策としてこれを取上げておられるのであります。この増量のこと、研究者或いはそのほかに當つておる人たちと直ちに懇談を開いて、旧来の通りの量では恐らく満足な成績を挙げられないのではないかと私思ひますが、この重大なる結核対策の万全を期するために、速かに政府がそれが最善の処置をとられんことを望みます。これは私の希望であります。

○山下義信君 私は質疑でないのですが、一つお願いしたいことがございませう。通常国会の会期でよろしくございませうが、若し当委員会に資料がすでに御提出になつておりましたらよろしくございませうが、まだでございませうたら頂戴したい。政府の予定しております結核予防対策の長期計画と申しますか、三カ年又は五カ年といふもので、長期計画のプログラムを資料として頂戴したい。委員長を通じてこれらの資料の要求を請求して頂きたいと思ひます。それはただ五カ年の病床増設計画だとか、或いは人員の補充、配置計画だとかいふ平面的な同じことを年々こつと行つて行くといふような計画でなしに、私のお願したいといふ資料は、本法が成立いたしました。政府の考へておるような予防対策が実施せられた際には、昭和二十八年にはどれだけの効果が予想される。即ち結核の

これは第一に法律で予防法を講じても、実際に即しないときは、結核は決して減少しないということ、第二に結核予防策は社会的、有機的、而も科学に即したものでなければ効力は著らないということを実証したものであります。ここに我が国結核研究者の必死の予防法研究が多年行われ、その努力の結果、学界から公認せられるに至つた一連の結核予防並びに治療対策が案出せられた。これが即ちツベルグリン反応検査、レントゲン検査、集団検診、BCG接種、患者の隔離、早期診断による早期療養、又は治療並びに最近の外科的治療法、或いは特殊薬剤の応用等であります。

最近、即ち昭和二十二年我が国結核死亡率が急に低下し始め、昭和二十四年には一六・九という数字を示すに至りましたことは、幾多社会的、経済的変動等にも基因するものであります。昭和十八年以來、學術振興會、結核第八小委員会が五カ年間多数の研究の共同研究の結果、時の政府に進言したBCG接種を採用し、学齡児童並びに青年期層等に施行せしめたBCGの効果が、この原因の一つに数えられるに至りましたことは、世界の学界で齊しく認めるところであります。今回政府立案の結核予防法の根本概念が、この我が国結核病學界の研究成績を基礎としておることを以て誠に理由ある、又現行法より格段の進歩を認め得る法律なりと思われるのであります。如何なる良法といえども、その実施に当り多くの不備又は欠陥があるならば、徒らに空文に過ぎないことになり、先に我が国がにがき経験をした結核予防無効時代が更に実現せられない

とも限らないと思われるのであります。先ず本法に見られる不備な諸点と、政府提出の資料によりまして窺われる結核対策の改善すべき点を指摘したいと思ひます。第一、政府提出の対策に必要な経費の算出が実際に即しないものが多いということであり、例え人工気胸の実施の予算は十万人分に過ぎない。これは政府提出の資料を見ましても、非常に過少であると考へられます。又実際の我が国の各保健所で行われるところの結核患者の人工気胸の実施が非常に少ない。この点は我々が平素注目しておるところであります。又病床の建設或いは増設費は一床当り七万余円にしか過ぎない、仮に一万余円にしか当たらない、かくのごとき實際に即しない予算の計上は、実行不可能と言つて差支えないかと思われ

る。第二に、未端実行機関、例え保健所の不整備が今日のごとき有様では、到底政府の考へておられるところの結核対策の実行はおぼつかないものであられると思はれる。これは人員の不足と技術の未熟等によるもので、政府が技術者、医師その他の待遇を速かに改善しない限り、定員を充たすことができない。又もつと増員しない限り満足の結果を挙げられないと思はれる。なお保健婦の活動が誠に不十分であることあり、小委員長長の報告にも指摘された通りでありますから、この点の改善を挙げるべきでないかと考へられる。第三は、今回新たに設けられた診査協

議会の実行は、誠に要領すべきものであると考へられ、この協議会は各保健所に附随して設けられ、委員は五名であるが、全国七百万以上以上の保健所区域に結核診査を誤りなく行い得る専門知識を持つておられる医師諸君がどのくらいあるか、或いは開業医諸君が委員は任命されるというような場合には、或いは競争者があるときは、その他のいろ／＼の弊害を生ずる虞れがあると思はれる。むしろかかる協議会を設けるよりも保健所長に一任したほうが有効ではないかと考へられるのであります。

第四は、BCGの實際面において、政府は近代医学の進歩と一段の接觸を図り、その効果をいよ／＼顯著ならしめなければ、所期の予防効果が著らなものであらうと考へられる。これは去る三月二十八日の参考人供述の言について、当局は速かに対策を講ずべきであらうと思はれる。

第五は、結核予防に関する費用の増加と、研究委託を予防会に限定せず、公私立研究所にも及び、これを行進を図るべきである。

以上は政府提出の結核予防法案に窺われる不備と政府の施策の現上上の改善すべき諸点を二、三指摘したに過ぎません。政府はこれらの諸点に特別の考慮を払い、若し本法実施上支障を認めるようなことがあれば、速かに近き将来において改善を行い、以て国民の期待に副わなければならないと思ひます。最後に本員は結核小委員会の要項事項の実行を政府が堅く約束せられることを條件として、本法案に賛成をするものであります。

○山下義信君 本員は日本社会党を代表いたしましたして、本法案に賛成を表するものであります。今回多年の要望に

応えまして、我が国といたしましては画期的な結核予防対策が行われることになり、十分ではございませんが、先ずその第一歩を踏み出すに至りましたことは、御同慶の至りに堪えません。従ひましてこれが根本となり、本法案がここに提出せられた次第でございます。法案に對しては幾多の欠点と申しますが、或いは本法実施の上におきます種々御注意を要します諸点等につきましては、すでに我が党の同僚議員から幾多の有益なる質疑、応答が交わされました。その中に十分看取するところが明白でございますから、私はこの際この討論の場合に再びこれを重ねることの煩を避けたいと存ずるのであります。

ただ本法案を審議いたしまする上に、先般有益な参考人を招致いたしました。それらの意見を聞きまして、我々といひました非常に考へさせられる点があるのをごさいます。政府もそれらの意見につきましては、すでにお耳に入つておると存じますので、本法運営に十分御考慮を加えられたいと存ずるのでございます。私どもは本法案に賛成いたしましては、この国民医療の問題は、国家がその責任の衝に當つて、いゝゆる何と申しますか、施策の中心となつて行くということが、私どもは全く同意を奉ずる者にとりましては全く同意いたす点でございます。而も本法の実施の上におきましては公的医療機関が中心になる、国家の組織が動いてこの公衆衛生という画期的なる仕事が行われるということは、本法第二十五條からいたしまして私どもの大いに賛意

を表するところでございます。一面から申しますと、本法のごとき性格は十分社会主義的な性格が大いに發揮せられておると存じます。保守政である現内閣が、かくのごとき進歩的な法案を書いたということにつきましては、反対策であります。敬意を表するのであります。但し私どもはこう考へる。この種の法案を今後立法いたしまするときには、法案の内容といふものがどういふものであつてはならんと思ふのであります。これは結核予防法案といふこの法律の名称を、他の法律の名称に置き換えても、やはり内容はこういふ法律の文章で通用するようないわゆるあらゆる法律に共通的な條文を並べて行くといふことは甚だ面白くないのであつて、全く結核予防を実施しようといふ法律になつていない。実施するための何か共通的な、平凡な、ありふれた、当然通則的に行くようなことを一カ條に羅列したに過ぎない。私どもはもつとこういふつたような専門行政に属するところの法律は、これを実施して行く種々なる科学性と申しますか、學術的と申しますか、専門的と申しますか、そつたものが多分に織込まれておるならば、法律の簡條は三百カ條になつてもよろしい。この法律を実施するのを見たならば、いろ／＼なる實際の取扱方を専門家が見ても誰が見てもわかるというやうな法律といふものを作るべきではないかと考へる。その多くを省令に任ずる、或いは政令によつてというやうな行き方なしに、一つのこの法律をめぐつて見るならば、結核予防の関係者が、上は大官から下は末端の第一線に携る者に至るまで、或いはこの結核対

策に協力をいたす民間の団体、或いは個人等にいたしても、この法律を繕いて見れば、如何なる処置をとつたらいかが、如何なる手続をとつたらいかが、それには幾らの補助金が来るのであるか、こゝういふ事にして行くのであるというよりなことが明白になるような立法を将来はなすべきではないかと考へるのであります。そゝういふ点に對して、本法案はそゝういふ見地から考へますという、従来の極めて平凡なる普通の諸立法の体裁をおとすことになつておるのを遺憾でございしますが、將來はそゝういふ事に御立法を關係者は、殊にこゝういふ専門行政の立法に際しましては御留意を願ひたいと思つておられます。

なお本法の實施の上におきまして、十分小委員長の御報告を基礎にいたしまして、要緊事項が本委員会で可決もせられたのでありますから、多くを申上げる必要はないのでございしますが、特に在宅患者の對策に對しては、この法律の上におきましては殆んど確たる見るべきものがございます。これは十分實施上万全の御留意を願ひたいと思つておられます。殊に私どもが当局に促したいと思つて注意は、一休私どもこの審議をする上に、我々が質疑をしなかつたという点にもなるかわかりませんが、この予防對策といふことを実施される上においてどういふ事に實際を取扱つて行かれるか。例へば今日の審議の際に藤原委員から質疑に相成りました一例を挙げますと、保健婦の活動の問題であります。この保健婦が一線活動いたしまするその活動の方法、状況等がどういふふうになされて行くかといふことは、午前中の質疑応答では、我々十分つかむことができなかったものであります。その保健婦訪問の予算等を拝見をいたしまして、米してそれで實際の運営ができるかどうかといふことも多大の疑問がございします。保健婦の一日の仕事の分量といふが、おとぎも、ただ算術で割つて答えを出したような仕事の分量でなくいたしまして、實際に即應いたしたような仕事の内容分量といふものが、種々に科学的に御計画に相成らなければならぬと思つて、私どもは素人でございしますからよくわかりませぬけれども、これは人を以て言はずでございまして、先般の武見参考人が申しておられますように、これはこの結核對策といふものは社会的性があるといふことを言つておられます。

そのことは私どもは一面にはこれはウエルフェアの分野までも關係があると申すことをすくなくに連想をいたします。保健婦がその対象者の家に訪問をいたす、それがどれだけの仕事を携へ帰つて、そゝうしてどういふふうの後の処置をなされて、關係者といふいふ協力がなされて、どういふ処置が行われるかといふことは、今日すでに御訓練に相成つて、保健婦はその御活動をなすつておるのであります。それが、どれだけの改善をかような大施設をなされる前に御準備に相成るかといふことを考へます。状況、或いは保健婦の活動に例をとりまして、それで果して実績が著るかどうかといふような点等につきまして、私どもは一段と当局の御奮闘をお願いいたさざるを得ないのであります。しかいたしまして、今回の審議で

私どもが危惧いたしまするのは、この結核予防對策がどれだけできたならば実績が著つたといふのか。この施設が成したといふのは、どれだけの成績が挙げたときに成功と云えるか。若し所望のごとき成績が挙げなかつたならば、それは誰が責任を負うのであるか、どこの部分が悪いのか、いふまでもなく私どもも素人にも、啓蒙して頂いたのであるが、極めて手はない。いろ／＼なる科学上、医学上、その他あらゆる手を打ちになつたのであるが、どの点が足らなかつたか、所望の成果が挙げなかつたかといふことが明白になる一つの御計画がなくてはならぬ。然らざれば成績が著らなかつた場合には、或いは予算が足りないものであるといつて、それに足りぬつづけるかも知れない、或いはBCGの効果も不完全であつたといふようになるつづけるかも知れない。或いはBCGの効果はあるんだけれども、人員が足りなかつたのであるといふかも知れない。あらゆる要件を備へて、この對策を成功させるといふことは、一面から言へば重点がどこにあるか、極めて手がどこにあるかといふことが不明瞭であるといふことに相成ります。先へ行つて成功を論じまするときに、折角努力した關係者に対しても功績を褒め讃える機会を逸する。若し不成功に終つたならば、その責を追及をし、改善をいたさなければならぬのであります。本員が先刻この結核予防對策に關する政府当局の立体的なプログラムがあれば、今会期中に頂

戴をしたいといふのはそこであります。すべて施設をいたします、而も多大な国費を使つていたします。これらの施設がいふまでもなく浪費に相成つてはならぬのであります。当局が恐らく心を痛められるのもその点であろうと思つて、有効適切な對策を実施して参ります上におきましては、責任の所在も明らかになさなければならぬことと、こゝでございします。そゝういふ点に對しては政府当局の運営上の何と申しまするか、御留意を切にお願ひ申上げたいと思つておられます。なお最後に、本法で私どもが少しも足りないかと考へますことは、医療扶助に關連いたします諸般の規定といふものが、この本法におきましては明瞭でございませぬ。もつと法律でこゝういふ條件の場合にはこゝういふよりな事柄が明白に相成りますれば、なおよいのではないかと考へたのでございしますが、これらの点が不明瞭でございしますが、これは先刻申上げましたように、今後の運営上十分御留意を願ひたいと存するのであります。要するところ、本法はその立法の体裁その他におきまして幾多不十分な点が考へられるのでございします。その主要原則であります國家の責任におきましてこの事業に着手するといふ点に對しては、我が黨の主義政策の上から意見を表すにやぶさかでない次第でございします。

以上当局に實施上の十分留意すべき点を指摘いたしました、本案に賛成の意を表するものでございします。

○藤原真治君 私は本案に賛成をいたします。本案が必ずしもこれを以て完全な結核對策といふことは言ひ得ないかも知れませんが、併しながら過去の結核對策から考へますと、非常に進化した法律であることは間違いないのであります。今後學問も進んで参ります、これに伴つて又この法律にいろいろ改訂を加えて行くことができて来るといふことは予想されますが、併し今日こゝまで結核對策について進化したといふことは、國民と共に非常に喜ぶべきことだと考へます。こゝういふ意味におきまして私は本案に多大の賛意を表します。

○松原一彦君 私も本案並びに小委員長から報告せられた要緊事項、この全部を添えて賛成の意を表するものであります。

この際簡単に所見を申上げます。結核は日本民族の前進を蝕む最大の障害と私は信じておられます。民族自衛の問題が盛んに唱えられておられますが、民族の自衛は戦争ばかりではございませぬ。この結核による民族を蝕む最大なる障害を、この際何とかして排除せなければ、日本民族の將來が思われるのであります。結核はその中でも最も大きな障害の一つであります。併し日本民族の醫療陣營の進歩、その技術、又保健行政がだんだんと進んで参りましたことの実績から見て、私は過去の癩病を今日の程度にまで平らげましたように、結核の方面においても大きな効果を挙げ得ることを信じて疑いません。又そゝうあつて欲しいと、國民の名を以て私は切に要緊するものであります。併し一面から申しまして、今日死亡率は非常に減少いたしておられます。最近の保健タイムスは、死亡は減少の一途であるといふことをは明かにいたしておられますが、併しその末項に、岐阜県

養老郡上多度村のごときは、結核患者は従来の結核死亡率の一に對する十でなくして、一對十三と高上つておることを示しております。そうして又厚生省のほうで調査せられましたる結核統計資料の最末尾にあります統計表を見ましても、二十三年に比べて、二十四年の結核確率は増加いたしておるものであります。死亡率の減少は、今日薬品や外科手術等の進歩によつて確かに顯著にはなりましたものの、その一面に在宅患者の増加、それからその感染率の高くなつたこと、特に住宅が今日のごとく非常に小さくなつて、小さい室にうめいておるといふ現状から、私は在宅患者が病源となつて蔓延する今日の結核を戦慄を以て見るものであります。かような意味におきまして、一方においては飽くまでも療養所をば増加し、そのベッドをば多くして、患者の病院への收容を図ることは大切でありますけれども、武見氏も指摘しましたように、八割以上の在宅患者に對する系統的な、組織的な實際上の施策が、今後は最も重大であると思ふのであります。ここから感染し蔓延いたすのであります。病院に收容しておる者に対する生物学的なこの治療、医療等は勿論大切でありますものの、結核源はむしろ家庭にあるのでありますから、この点に對する施策は今回の法案ではまだもの足らないように思われます。特に医師、看護婦等の待遇を厚くし、第一線に身を粉にして働いておる保健婦に對して、どうか十二分の後援、待遇をお考えになつて、そして活動の自由になつて、さうして顧慮せられたいことを申し添えます。

国民として、受けるほうの側に立つて考えて見ますというところ、非常に心強いものを覚えるのであります。併し一面にはどうもお役人式的、形式的な取扱いが相変らず行われて、折角保健婦が參つて注意を与えても、その栄養物、砂糖とか或いは油とか、その他の物をば病人のために取りに行く、又その手続をすることに非常な困難があるといふことをば聞いております。面倒がつて遂にできなかつたというふうなことをたび／＼耳にいたすのであります。どうか今後は保健婦等が、もう切実にこの病人にはこういう手当が要ると思ふる者には對しましては、登録もしてあることではありますから、その果なり何なりが持つて行つて渡すくらいのことろまで私は親切さがあつて欲しいと思つます。これは極く細かなことではありますけれども、その細かなことろに初めて國民の求める明るさがあるといふことをば御承知を願つて置きたいのであります。

以上のようなことを大要申添えまして、いろ／＼欠陥もあるようではあります。それは徐々に、刻々直して行くことにしまして、この結核予防法が一日も早く実施せられることを熱烈して賛成の意を表するものであります。

○委員長(河崎ナツ君) ほかに御発言はございせんか……、別に御発言もなすことと認めて差支えございせんか。

○委員長(河崎ナツ君) 御異議ないものと認めます。

○委員(河崎ナツ君) 御異議ないものと認めます。

○委員(河崎ナツ君) 御異議ないものと認めます。

○委員(河崎ナツ君) 御異議ないものと認めます。

「総員起立」

○委員長(河崎ナツ君) 全会一致と認められます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

それから委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名

小杉 繁安	有馬 英二
山下 義信	中山 壽彦
長島 銀藏	藤原 道子
藤森 眞治	上條 愛一
常岡 一郎	松原 一彦
草葉 隆岡	

○委員長(河崎ナツ君) 御署名漏れはありせんか……、御署名漏れはないと存じます。

なお本会議における委員長の口頭報告につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ございませんか。

○委員長(河崎ナツ君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(河崎ナツ君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(河崎ナツ君) 少し時間を頂きます。次に医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案を議題に供したいと思ひます。提案の御説明を今おいでになつております黒川厚生大臣からお願いいたすことといたします。

なりました医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明いたします。

終戦後國民医療の問題につきまして、は、医療の向上のため多くの施策がとられ、誠に見るべきものがあつたのであります。明治以来懸案とされておりました医療制度につきましては、未だその解決を見るに至つていないのであります。

一昨年アメリカ薬劑師協会使節団が来朝いたしました関係者に対し医療制度の合理化について報告がなされ、その後、齒、藥三団体からなる三志会において進んで医師、齒科師及び藥劑師のおの／＼の専門分野において相互に協力すべく種々協議が行われたのであります。が、幾念ながらその結論は得られなかつたのであります。

そこで政府は、醫、齒、藥の三団体代表者、医療を受ける側の代表者及び学識経験者からなる臨時診療報酬調査会及び臨時医療制度調査会を設け、診療報酬及び医療制度に關し諮問いたしましたところ、両調査会は昨年八月より約半歳の長きに亘り審議の結果、それ／＼答申されたのであります。

政府は、右の答申に基づき醫師、齒科醫師及び藥劑師に對してその専門分野を明確化し、それ／＼の分野において医療の向上に寄与し、公共に奉仕するようになつて共に一方國民のこれに対する理解、關係施設の整備の実情を考慮し、その実施については、漸進的に行う方針の下に、醫師法、齒科醫師法及び薬事法の一部を改正することといたしました次第であります。

次にこの法律案の内容について御説明いたします。

先ず醫師法及び齒科醫師法につきましては、それ／＼その第二十二條及び第二十一條を改め、醫師、齒科醫師は診療上患者が藥劑の交付を受ける必要があると認めるときは、処方箋を發行しなければならぬこととしたのであります。

次に薬事法につきましては、その第二十二條を改め、藥劑師による調劑の原則に對し、例外として醫師、齒科醫師は診療上特に必要があるとされる場合及び薬局の普及が充分でない地域で診療する場合、それ／＼省令の定めるところによつて自己の処方箋により、みづから調劑することを認められたのであります。なお、この省令の制定及び改正については、学識経験者からなる審議会の意見を聞いた上で行ふこととしたのであります。

更に第二十二條の改正に伴い、藥局における調劑は正当事由がなければ、これを拒み得ないこと及び藥劑師は、醫師、齒科醫師又は獸醫師の処方箋によつて調劑すべきことを明かしたのであります。

以上法律案の内容について御説明したのであります。先に申し上げましたように、これが実施につきましては、諸般の準備もありますので、薬事法第二十二條の改正規定は昭和三十三年から、その他の改正規定につきましては同二十八年から実施することといたした次第であります。

以上この法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに可決されますようお願いいたします。

○委員長(河崎ナツ君) 本案の審議は

次回に廻したいと存じますが、御異議ございませぬか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(河崎ナツ君) 御異議ないものと認めます。
それでは一時休憩いたします。
午後一時八分休憩

〔休憩後開会に至らず〕
出席者は左の通り。

- 委員長 河崎 ナツ君
理事 小杉 繁安君
有馬 英二君
委員 草葉 隆圓君
中山 壽彦君
長島 銀藏君
上條 愛一君
藤原 道子君
山下 義信君
常岡 一郎君
藤森 眞治君
松原 一彦君
黒川 武雄君

- 國務大臣 厚生大臣 黒川 武雄君
政府委員 厚生省公衆衛生局長 山口 正義君
厚生省医務局長 東 龍太郎君
局長 厚生省社会局長 木村忠二郎君

- 事務局側 常任委員 草間 弘司君
常任委員 会専門員 多田 仁巳君
会専門員 常任委員 小川 朝吉君

- 説明員 厚生省公衆衛生局長 小川 朝吉君
局結核予防課長

三月二十八日本委員会に左の事件を付託された。
一、診療エックス線技師法案(谷口彌三郎君外六名発議)

診療エックス線技師法案
診療エックス線技師法案
診療エックス線技師法
目次

- 第一章 総則(第一條・第二條)
第二章 免許、診療エックス線技師籍及び登録(第三條―第十六條)
第三章 診療エックス線技師試験(第十七條―第二十三條)
第四章 業務(第二十四條―第二十七條)
附則
第一章 総則
(この法律の目的)

第一條 この法律は、診療の用に供するエックス線の取扱に従事する者の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるよう規律することを目的とする。
(定義)
第二條 この法律で「診療エックス線技師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示のもとに、エックス線を人体に対して照射(撮影を含む。以下同じ)することを業とする者という。

第二章 免許、診療エックス線技師籍及び登録
第三條 診療エックス線技師になろうとする者は、診療エックス線技師試験に合格し、都道府県知事の免許を受けなければならない。
2 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。
(絶対的欠格事由)
第四條 左の各号に掲げる者には、免許を与えない。
一 精神障害者
二 つんば、おし又は盲の者
(相対的欠格事由)
第五條 左の各号に掲げる者には、免許を与えないことがあつて、一 伝染性の疾病にかかつている者
二 診療エックス線技師の業務に關して犯罪又は不正の行為があつた者
(登録)
第六條 免許は、診療エックス線技師籍に登録することによつて行ふ。
(診療エックス線技師籍)
第七條 都道府県に診療エックス線技師籍を備え、氏名、本籍地、都道府県名(日本の国籍を有しない者についてはその国籍名)、登録年月日その他免許に關し省令で定める事項を登録する。
(免許証)
第八條 都道府県知事は、免許を与えたときは、免許証を交付する。
2 都道府県知事は、免許証を失ひ、又は破損した者に対して、その申請により免許証の再交付をすることが出来る。
3 前項の規定により免許証の再交付を受けた後、失つた免許証を發行したときは、旧免許証を十日以内に、住所地の都道府県知事に返納しなければならない。
(免許の取消及び業務停止)
第九條 診療エックス線技師が第四條(絶対的欠格事由)各号の一に該当するに至つたときは、都道府県知事は、その免許を取り消す。
2 診療エックス線技師が第五條(相対的欠格事由)各号の一に該当するに至つたときは、都道府県知事は、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることが出来る。
3 前二項の規定による取消処分を受けた者であつても、疾病がなおり、又は改しゆんの状が顯著であるときは、再免許を与えることが出来る。
4 第二項の業務停止の処分は違反して業務を行つた者は、一万円以下の罰金に処する。
(聴聞)
第十條 都道府県知事は、前條第一項又は第二項の処分をしようとするときは、処分の理由並びに聴聞の期日及び場所をその期日の二週間前までに、当該処分を受ける者に通知し、且つ、その者又はその代理人の出頭を求めて聴聞を行わなければならない。
2 聴聞においては、当該処分を受ける者又はその代理人は、自己又は本人のために釈明し、且つ、有利な証拠を提出することが出来る。
3 都道府県知事は、当該処分を受ける者又はその代理人が正当な理由がなくして聴聞に応じなかつたときは、聴聞を行わないで前條第一項又は第二項の処分をすることが出来る。
(免許証の返納)
第十一條 免許を取り消された者は、十日以内に、免許証を住所地の都道府県知事に返納しなければならない。
2 前項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。
(免許証の提出)
第十二條 診療エックス線技師は、業務停止の処分を受けたときは、十日以内に、免許証を住所地の都道府県知事に提出しなければならない。
2 前項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。
(氏名等の変更届)
第十三條 診療エックス線技師は、その氏名又は本籍(日本の国籍を有しない者であるときはその国籍)を変更したときは、免許証及び戸籍謄本又は戸籍抄本(日本の国籍を有しない者については変更後の国籍を証明する書類)を添えて、三十日以内に、都道府県知事に届け出なければならない。
2 前項の場合には、診療エックス線技師籍を訂正の上免許証を書き換えて交付する。
3 第一項の規定に違反した者は、三千円以下の過料に処する。
(住所の変更届)
第十四條 診療エックス線技師は、その住所を変更したときは、十日以内に、新旧の住所を前の住所地

及び後の住所地の都道府県知事に届け出なければならない。
2 診療エックス線技師がこの法律の施行地外にその住所を移そうとするときは、あらかじめ住所地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3 第一項の規定に違反した者は、三千円以下の過料に処する。
(死亡の届出)

第十五条 診療エックス線技師が死亡し、又は失その宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による死亡又は失その届出義務者は、三十日以内に、住所地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定に違反した者は、三千円以下の過料に処する。
(省令への委任)

第十六条 この法律に規定するものの外、免許の申請及び診療エックス線技師籍に關して必要な事項は、省令で定める。
第三章 診療エックス線技師試験

(試験の目的)
第十七条 診療エックス線技師試験は、診療エックス線技師として具有すべき知識及び技能について行う。

(試験の実施)
第十八条 診療エックス線技師試験は、厚生大臣が行う。

第十九条 診療エックス線技師試験の問題の作成、採点その他診療エックス線技師試験の実施に關して

必要な事項をつかさどらせるため、厚生省に診療エックス線技師試験委員を置く。

2 診療エックス線技師試験委員は、診療エックス線に關し学識経験のある者のうちから、厚生大臣が任命する。

3 前二項に定めるものの外、診療エックス線技師試験委員に關し必要な事項は、政令で定める。
(受験資格)

第二十条 診療エックス線技師試験は、左の各号の一に該当する者でなければ受けることができない。
一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六條第一項(大学への入学資格)の規定により大学に入学することができ

る者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した診療エックス線技師養成所において二年以上診療エックス線技師として必要な知識及び技能の修習をおえたもの
二 外国の診療エックス線技術に關する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で診療エックス線技師免許に相当する免許を受けた者で、厚生大臣が前項に掲げるものと同等以上の学力及び技能を有すると認められたもの
(不正行為の禁止)

第二十一条 診療エックス線技師試験に關して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者についてその受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができ、この場合において

は、なお、その者について期間を

定めて診療エックス線技師試験を受けることを許さないことができる。

(試験手数料)
第二十二条 診療エックス線技師試験を受けようとする者は、省令の定めるところにより、試験手数料を納めなければならない。
(省令への委任)

第二十三条 この法律に規定するものの外、試験の科目、受験手続その他診療エックス線技師試験に關して必要な事項及び第二十条第一号の学校又は診療エックス線技師養成所に關して必要な事項は、省令で定める。
第四章 業務

(禁止行為)
第二十四条 医師、歯科医師又は診療エックス線技師でなければ、エックス線を人体に対して照射することを業としてはならない。
2 前項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。
(名称の禁止)

第二十五条 診療エックス線技師でなければ、診療エックス線技師という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。
2 前項の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。
(業務上の制限)

第二十六条 診療エックス線技師は、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けなければ、エックス線を人体に対して照射してはならない。
2 診療エックス線技師は、病院又

は診療所以外の場所においてその業務を行つてはならない。但し、左に掲げる場合はこの限りでない。
一 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して照射をする場合
二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会のもとに照射をするとき。

3 前二項の規定に違反したときは、一万円以下の罰金に処する。
(照射録)
第二十七条 診療エックス線技師は、エックス線を人体に対して照射したときは、遅滞なく左の事項を記載した照射録を作成し、その照射について指示をした医師又は歯科医師の署名を受けなければならない。
一 照射を受けた者の住所、氏名、性別及び年齢
二 照射の年月日
三 照射の方法(具体的に且つ詳細に記載すること)
四 指示を受けた医師又は歯科医師の氏名及びその指示の内容
都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項の照射録を提出させ、又は当該職員に照射録を検査させることができる。

3 前項の規定によつて検査に従事する職員は、その身分を証明する証書を携帯し、且つ、關係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。
4 第一項の規定に違反した者は、

五千円以下の過料に処する。
附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。
(現在の業務者の届出)

2 この法律施行の際、現に第二條(診療エックス線技師の定義)に規定する業務を行つている者又はこの法律施行前引き続き三年以上第二條に規定する業務を行つていた者は、この法律施行後三箇月以内に、その氏名、年齢、性別、本籍及び住所並びに業務に従事している施設の名称及び所在地をその住所地の都道府県知事に届け出なければならない。
(業務の暫定的継続)

3 前項に規定する者は同項の届出をするまでの間、同項の届出をした者はその届出をした後昭和三十一年十二月三十一日までの間、第二十四條(禁止行為)の規定にかかわらず、第二條の業務を行うことができる。
4 前項に規定する者については、第二十六條(業務上の制限)及び第二十七條(照射録)の規定を準用する。
(業務の禁止)

5 都道府県知事は、第三項に規定する者が第四條(絶対的欠格事由)各号各号の一又は第五條(相対的欠格事由)各号の一に該当するに至つたときは、その業務を禁止することができる。
6 前項の業務禁止の処分違反した者は、一年以下の懲役又は一万

は診療所以外の場所においてその業務を行つてはならない。但し、左に掲げる場合はこの限りでない。
一 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して照射をする場合
二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会のもとに照射をするとき。
3 前二項の規定に違反したときは、一万円以下の罰金に処する。
(照射録)
第二十七条 診療エックス線技師は、エックス線を人体に対して照射したときは、遅滞なく左の事項を記載した照射録を作成し、その照射について指示をした医師又は歯科医師の署名を受けなければならない。
一 照射を受けた者の住所、氏名、性別及び年齢
二 照射の年月日
三 照射の方法(具体的に且つ詳細に記載すること)
四 指示を受けた医師又は歯科医師の氏名及びその指示の内容
都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項の照射録を提出させ、又は当該職員に照射録を検査させることができる。
3 前項の規定によつて検査に従事する職員は、その身分を証明する証書を携帯し、且つ、關係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。
4 第一項の規定に違反した者は、

円以下の罰金に処する。

(試験)

7 厚生大臣は、昭和三十一年十二月三十一日までの間に、第二項の届出をした者に対して、特に試験を行う。この場合には、第十八條條(診療エックス線技師試験の実施)及び第二十一條(不正行為の禁止)の規定を準用する。

8 前項の試験に関して必要な事項は、省令で定める。

(免許の特例)

9 都道府県知事は、第七項の試験に合格した者に対し、第三條(免許)の規定にかかわらず、診療エックス線技師の免許を与えることができる。

(厚生省設置法の一部改正)

10 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條中第三十七号の次に次の一号を加える。

三十七の二 診療エックス線技師の試験を行うこと。

第十條第三号中「保健師」を「診療エックス線技師、保健師」に改める。

昭和二十六年四月十七日印刷

昭和二十六年四月十八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所